



# 第61期 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2020年11月25日（水曜日）

開会▶午前10時

## 開催場所

栃木県宇都宮市西原町142

宇都宮グランドホテル

1階 平安の間

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいようお願いいたします。）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り本総会へのご出席をお控えいただきますようお願いいたします。

また、本年は株主総会終了後の懇談会ならびに製品展示につきましては諸般の事情を鑑み、中止させていただきます。何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

## 目次

株主総会参考書類

招集ご通知添付書類

- 事業報告
- 連結計算書類/監査報告
- 計算書類/監査報告

マニー株式会社

証券コード：7730

証券コード 7730

2020年11月10日

株 主 各 位

栃木県宇都宮市清原工業団地8番3  
マニ－株式会社  
取締役 高井壽秀  
代表執行役社長

## 第61期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面又はインターネット等により議決権を行使できますので、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、これらの方法により事前に議決権を行使いただき、ご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

### 【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年11月24日（火曜日）午後5時20分までに到着するようご返送ください。

### 【インターネット等による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、2020年11月24日（火曜日）午後5時20分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、議決権行使に際しましては、3～4頁の「議決権行使についてのご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2020年11月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所	栃木県宇都宮市西原町142 宇都宮グランドホテル 1階 平安の間 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願いいたします。)
3. 会議の目的事項 報告事項 第 1 号 第 2 号 決議事項 議 案	第61期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 第61期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）計算書類報告の件 取締役7名選任の件

以 上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ 本株主総会招集ご通知に際して株主の皆様へ提供すべき書面のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレス<http://www.mani.co.jp/>）に掲載させていただいておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

なお、監査委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査したのは本添付書類記載のもののほか、この「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

◎ 事業報告、計算書類及び連結計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトにおいて周知させていただきます。

### 第61期期末配当金のお知らせについて

2020年10月9日開催の当社取締役会において、第61期の期末配当金は、1株当たり11円を2020年11月11日（水曜日）を支払開始日としてお支払いすることを決議いたしました。

第61期期末配当金は同封の「配当金領収証」により、払渡期間内（2020年11月11日から2020年12月11日まで）にお受け取りください。

配当金の口座振込をご指定の方には「配当金計算書」及び「お振込み先について」を同封しております。

株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」を同封しております。



# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

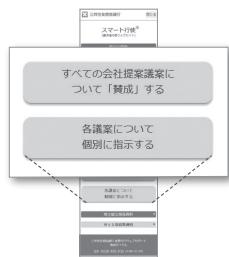
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

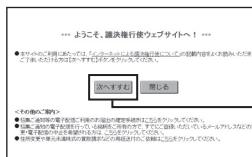
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

議決権電子行使プラットフォームについて  
機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 第61期定時株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

当社は、2020年11月25日（水曜日）午前10時より、第61期定時株主総会の開催を予定しておりますが、株主様ご自身の健康と安全を確保し、感染拡大を防止するため、極力書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。なお、株主総会当日までの感染拡大の状況や政府・経済団体の発表内容等によって、対応内容を更新する場合には、当社ウェブサイト（アドレス<http://www.mani.co.jp/>）にてお知らせいたします。ご来場前に必ず最新の情報をご確認賜りますようお願い申し上げます。

また、同様の趣旨にて、例年より規模を縮小し、下記のとおり対応させていただきますことをご案内申し上げます。

### 記

#### ■当社の対応について

- ・接触感染のリスクを低減するため、本年は株主総会終了後の懇談会及び製品展示を中止させていただきます。このほか、一昨年より株主総会ご出席株主様へのお土産の提供を取り止めさせていただいております。
- ・会場は、感染拡大防止策として、座席間隔を広めにとらせていただきます。
- ・本総会につきましては、感染拡大防止及び株主様の感染リスクを最小化するため、株主様の会場におけるご滞在時間を短縮化するべく、円滑な議事運営に努めてまいります。
- ・当社役員及び運営スタッフは、マスク着用にて対応させていただきます。

#### ■株主様へのお願い

- ・ご来場前に検温等によりご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染拡大防止にご協力ください。
- ・受付時の検温、会場内でのマスクの常時着用ならびにアルコール消毒液のご使用にご協力ください。当該運用にご協力いただけない方、発熱や咳等の症状がひどい方、その他体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けさせていただく場合がございます。また、株主様の状態によっては、健康管理、感染拡大防止の観点から、ご入場をお断りせざるを得ない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご来場の際に体調をお尋ねすること等により、ご入場までに時間がかかることが予想されますが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案 取締役7名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役7名全員は任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき取締役7名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

各候補者の顔写真及び抱負を、当社ウェブサイト（アドレス<http://www.mani.co.jp/>）にて掲載いたしております。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・主な担当	候補者属性		
1	たか い とし ひで 高 井 壽 秀	取締役兼代表執行役社長	再任		
2	さい とう まさ ひこ 齊 藤 雅 彦	執行役専務	新任		
3	たか はし かず お 高 橋 一 夫	取締役兼執行役副社長	再任		
4	もり かわ みち お 森 川 道 男	社外取締役、取締役会議長、監査委員	再任	社外	独立
5	まつ だ みち はる 松 田 道 春	社外取締役、監査委員長	再任	社外	独立
6	や の たつ し 矢 野 達 司	社外取締役、指名委員、報酬委員、監査委員	再任	社外	独立
7	もり やま ゆ き こ 森 山 裕 紀 子		新任	社外	独立

(注) 取締役 松谷正明氏及び桎智子氏は本株主総会終結の時をもって、退任いたします。

(ご参考) 本議案が承認された場合、各委員会の構成は以下を予定しております。

指名委員会	松田道春（委員長）、森山裕紀子、高井壽秀
報酬委員会	松田道春（委員長）、森山裕紀子、高井壽秀
監査委員会	森川道男（委員長）、松田道春、森山裕紀子

候補者  
番号

1

たかい としひで  
**高井 壽秀**

再任

生年月日

1952年 7月20日生

所有する当社株式の数

50,400株

取締役会への出席状況

100% (14回/14回)

### 略歴、当社における地位、担当

1977年 4月 (株)日本不動産銀行 (元(株)日本債券信用銀行、現(株)あおぞら銀行) 入行  
2001年 6月 (株)あおぞら銀行人事部付あおぞら債権回収(株)常務取締役就任  
2006年10月 当社顧問就任  
2006年11月 当社執行役常務兼経営企画部長就任  
2007年11月 当社執行役常務就任  
2008年11月 当社執行役専務就任  
2009年 8月 MANI VIENTIANE CO.,LTD. (現 MANI VIENTIANE SOLE.CO.,LTD.) 取締役就任  
2010年 3月 MANI MEDICAL HANOI CO.,LTD.取締役就任  
マニー・リソースズ(株)取締役会長就任  
2010年 9月 MANI YANGON LTD.取締役就任  
2011年 4月 マニー・リソースズ(株)取締役社長就任  
2011年 8月 MANI HANOI CO.,LTD.取締役就任 (現任)  
2011年11月 当社執行役副社長就任  
2012年 9月 馬尼 (北京) 貿易有限公司監事就任  
2013年11月 当社取締役兼代表執行役社長就任 (現任)  
2013年12月 マニー・リソースズ(株)取締役就任 (現任)

### 重要な兼職の状況

なし

### 取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

### 取締役候補者とした理由

海外での豊富なビジネス経験と経理・財務の高度な専門知識を活かし、CEO (最高経営責任者) として重要な役割を果たしているため。また、内部統制の充実やコンプライアンスの確立等にも尽力し、上場企業としての会社の体制づくりの根幹を担う等経験が豊富であり、取締役として適任であると判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

さいとう まさひこ  
**齊藤 雅彦**

新任

## 生年月日

1967年 5月19日生

## 所有する当社株式の数

17,600株

## 取締役会への出席状況

-% (-回/-回)

## 略歴、当社における地位、担当

1990年 4月 (株)松谷製作所 (現 マニー(株) 入社)  
 2010年 9月 当社事業開発部長  
 2013年 7月 MANI HANOI CO.,LTD.取締役社長就任  
 2013年 9月 MANI YANGON LTD.取締役会長就任  
 2014年11月 当社執行役就任  
 2016年 7月 MANI HANOI CO.,LTD.取締役会長就任  
 MANI YANGON LTD.取締役就任  
 MANI VIENTIANE SOLE.CO.,LTD.取締役就任  
 2016年 9月 当社執行役生産本部長就任  
 2018年 7月 MANI YANGON LTD.取締役会長就任  
 MANI VIENTIANE SOLE.CO.,LTD.取締役会長就任  
 2019年10月 当社執行役専務企画本部長就任  
 2020年 4月 当社執行役専務企画本部長兼開発本部長就任(現任)  
 2020年 8月 マニー(北京)貿易有限公司監事就任(現任)

## 重要な兼職の状況

なし

## 取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

## 取締役候補者とした理由

研究開発及び生産責任者としての経験と眼科ナイフの開発者としての経験を活かし、当社の製品開発、生産技術の改革や改善活動の指導において重要な役割を果たしているため。また、新製品開発に対する教育・指導や生産改善活動等経験が豊富であり、取締役として適任であると判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

3

たかはし かずお  
**高橋 一夫**

再任

生年月日

1955年1月17日生

所有する当社株式の数

25,700株

取締役会への出席状況

100% (14回/14回)

### 略歴、当社における地位、担当

1978年3月 (株)ホギ (現(株)ホギメディカル) 入社  
2005年6月 同社執行役員生産部長就任  
2009年6月 同社取締役経営企画部長兼製品管理部長就任  
2012年3月 同社取締役管理部長就任  
2013年8月 当社顧問就任  
2013年11月 MANI HANOI CO.,LTD.副会長就任  
2014年11月 当社執行役就任  
2014年12月 MANI HANOI CO.,LTD.取締役就任 (現任)  
MANI YANGON LTD.取締役就任 (現任)  
MANI VIENTIANE SOLE.CO.,LTD.取締役就任 (現任)  
馬尼(北京)貿易有限公司監事就任  
2016年9月 当社執行役管理本部長就任  
2016年11月 当社執行役常務管理本部長就任  
2018年7月 MANI MEDICAL INDIA PRIVATE LIMITED取締役就任  
2018年11月 当社取締役兼執行役副社長管理本部長就任  
2019年3月 当社取締役兼執行役副社長企画本部長就任  
2019年10月 当社取締役兼執行役副社長就任  
2020年8月 当社取締役兼執行役副社長営業本部長就任 (現任)  
MANI MEDICAL HANOI CO.,LTD.取締役会長就任 (現任)  
馬尼 (北京) 貿易有限公司 董事長 就任 (現任)  
MANI MEDICAL INDIA PRIVATE LIMITED 取締役会長 就任 (現任)

### 重要な兼職の状況

MANI MEDICAL HANOI CO.,LTD.取締役会長

馬尼 (北京) 貿易有限公司 董事長

MANI MEDICAL INDIA PRIVATE LIMITED 取締役会長

### 取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

### 取締役候補者とした理由

医療機器製造会社における長年の豊富なビジネス経験と幅広い知識を活かし、副社長及びCFO (最高財務責任者) として重要な役割を果たしているため。また、全社予算管理の総責任者として尽力し、上場企業としての会社の体制づくりの根幹を担う等経験が豊富であり、取締役として適任であると判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

もりかわ みちお  
**森川 道男**

再任

社外取締役

独立役員

**生年月日**

1949年1月9日生

**所有する当社株式の数**

400株

**取締役会への出席状況**

100% (14回/14回)

**略歴、当社における地位、担当**

1972年4月 レオン自動機(株)入社  
 1996年6月 同社取締役第二開発設計部長就任  
 1999年6月 同社常務取締役第二開発設計担当就任  
 2007年6月 同社常務取締役兼上席執行役員 技術部門長兼開発部門、  
 生産部門管掌、レオンUSA取締役就任  
 2009年4月 同社常務取締役兼上席執行役員 技術本部担当兼開発本部、  
 生産本部、営業本部管掌就任  
 2011年3月 オレンジベーカーリー 代表取締役会長就任  
 レオンアジア 取締役就任  
 2011年3月 レオン自動機(株)常務取締役兼上席執行役員就任  
 2013年4月 同社生産本部長 常務兼上席執行役員就任  
 2014年4月 同社専務取締役兼上席執行役員生産本部長兼開発本部長就任  
 2016年11月 当社社外取締役就任(現任)

**重要な兼職の状況**

なし

**取締役候補者に関する特記事項**

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

**社外取締役候補者とした理由**

会社役員及び生産・研究開発の統括を務めた豊富なビジネス経験と経営手法などの幅広い知識を当社の経営に活かすとともに、社外取締役として、社会的公正な決定及び経営監督の実効性向上を実現し、主として会社役員経験者及び生産・研究開発の統括経験者の見地から当社取締役会の適切な意思決定の確保につながるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 当社は、森川道男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。
2. 森川道男氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。
3. 当社は、森川道男氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

候補者  
番号

5

まつだ みちはる  
**松田 道春**

再任

社外取締役

独立役員

生年月日

1961年2月14日生

所有する当社株式の数

300株

取締役会への出席状況

100% (14回/14回)

#### 略歴、当社における地位、担当

1983年4月 中小企業金融公庫（現(株)日本政策金融公庫）入庫  
1992年4月 青山監査法人入所  
1998年1月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所  
2006年6月 同法人パートナー就任  
2017年9月 松田公認会計士事務所開設（現任）  
2017年11月 当社社外取締役就任（現任）  
2018年11月 (株)サイゼリヤ社外取締役監査等委員就任（現任）  
2019年6月 (株)オーブンドア社外監査役就任（現任）

#### 重要な兼職の状況

松田公認会計士事務所所長  
(株)サイゼリヤ社外取締役監査等委員  
(株)オーブンドア社外監査役

#### 取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 社外取締役候補者とした理由

大手監査法人で長年パートナーを経験した公認会計士としての豊富な経験と会計に関する高度な専門知識を当社の経営に活かすとともに、社外取締役として、社会的公正な決定及び経営監督の実効性向上を実現し、主として会計の見地から当社取締役会の適切な意思決定の確保及び内部統制システムの強化につながるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 当社は、松田道春氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。
2. 松田道春氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって3年となります。
3. 当社は、松田道春氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
4. 松田道春氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与していない者に該当いたしますが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

矢野 達司  
やの たつし

再任  
社外取締役  
独立役員

生年月日  
1951年6月21日生

所有する当社株式の数  
300株

取締役会への出席状況  
100% (11回/11回)

略歴、当社における地位、担当

1974年4月 (株)トーメン入社  
2003年6月 同社執行役員 北米総支配人兼米国トーメン社長就任  
2006年4月 三洋化成工業(株)理事就任(転籍)  
2006年6月 同社取締役兼執行役員就任  
2010年6月 同社取締役兼常務執行役員就任  
2012年6月 同社取締役兼専務執行役員就任  
2016年6月 同社顧問就任  
2019年6月 国際紙パルプ商事(株)社外取締役就任(現任)  
2019年11月 当社社外取締役就任(現任)

重要な兼職の状況

国際紙パルプ商事(株)社外取締役

取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由

事業会社役員として、海外のビジネスに携わるとともに、海外製造会社、販売会社の運営を通じた豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に活かすとともに、社外取締役として、社会的公正な決定及び経営監督の実効性向上を実現し、当社取締役会の適切な意思決定の確保、ガバナンスの強化につながるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 当社は、矢野達司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。
2. 矢野達司氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年となります。
3. 当社は、矢野達司氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

候補者  
番号

7

もりやま ゆ き こ  
**森山裕紀子**

新任

社外取締役

独立役員

生年月日

1976年 3月20日生

所有する当社株式の数

-株

取締役会への出席状況

-% (-回/-回)

#### 略歴、当社における地位、担当

2008年12月 弁護士登録 東京都内法律事務所所属  
2010年10月 内閣府 参事官補佐（情報公開法改正法案準備室）  
2015年 1月 早稲田リーガルコモンズ法律事務所参画  
パートナー弁護士（現任）  
2020年 7月 和光市個人情報保護審査会委員（現任）

#### 重要な兼職の状況

早稲田リーガルコモンズ法律事務所パートナー弁護士

#### 取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 社外取締役候補者とした理由

弁護士としての豊富な経験とハラスメント問題、個人情報保護、ビジネス法務などに関する高度な専門知識を当社経営に活かすとともに、社外取締役として、社会的公正な決定及び経営監督の実効性向上を実現し、主として法律及び多様性の見地から、当社取締役会の意思決定の妥当性及び適正性の確保につながるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 森山裕紀子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。
2. 当社は、森山裕紀子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、森山裕紀子氏の選任が承認された場合、上記と同内容の契約を締結する予定であります。
3. 森山裕紀子氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与していない者に該当いたしますが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

以上

## 事業報告

(2019年9月1日から2020年8月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、年初は緩やかな回復傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的大流行に伴う経済活動の抑制により、景況感が急速に減速したことで、極めて厳しい状況になりました。また、日本経済におきましても、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により景気が足元で大幅に下押しされ、困難な状況に直面しておりますが、緊急事態宣言の解除に伴った個人消費が下支えとなり緩やかな景気回復が期待されております。

このような環境下、当社グループにおきましては、引き続き需要の拡大が見込まれる新興国市場において、各国におけるユーザーニーズの把握及び販売網の整備に努めておりましたが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響によりマーケティング活動が制限されたこと、ならびに世界的に外科手術・医療処置が減少していること等からサージカル、アイレス針、デンタル関連製品のすべてのセグメントにおいて売上が減少しました。

生産面においては、2019年10月3日に発生したMANI HANOI CO.,LTD.フーエン第1工場のクリーンルーム火災に対して代替生産を行う等の早期復旧に努めた結果、当工程におけるステイプラーの生産能力を火災前のレベルまで回復させることができました。一方、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対して、主力工場であるMANI HANOI CO.,LTD.での生産活動には大きな支障はきたしていないものの、一時的な受注減少の影響を受けて、下半期以降、主にアイレス針関連製品において生産調整を実施しました。

開発面においては、サージカル、アイレス針、デンタルの各セグメントの開発部門を集約し、セグメントの枠を超えた技術交流・設備の共有化を図ることで「世界一の品質」を実現・維持するための新製品開発ならびに改良研究体制を強化させました。また、新製品開発体制において、各セグメントで培った「コア技術」を開発企画部門が徹底管理することで開発者同士の技術交流を促進するとともに、将来利益の確保が見込める開発テーマを厳選し、リソースを集中的かつ効果的に充てられるような体制の整備に努めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は 15,200百万円（前連結会計年度比 17.1%減）、営業利益は売上高が減少したこと等により4,340百万円（同26.0%減）、経常利益は為替差損が前連結会計年度より減少したことにより4,424百万円（同22.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益はコーポレートガバナンス・コードの政策保有株式縮減の趣旨に沿った株式売却による投資有価証券売却益が減少したことにより3,329百万円（同45.4%減）となりました。

② セグメント別状況

(単位：百万円)

セグメントの名称	売上高	構成比	主要製品
サージカル関連製品	4,916	32.3%	針付縫合糸、手術用機器
アイレス針関連製品	4,374	28.8%	手術用針付縫合糸用針、手術用縫合針
デンタル関連製品	5,909	38.9%	歯科用根管治療機器、歯科用回転切削機器、歯科材料
合計	15,200	100.0%	—

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は1,692百万円で、このうち主なものは国内工場内機械設備（主に新製品生産設備）、開発設備、海外工場内機械設備（主に従来製品生産設備）等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資に係る所要資金につきましては、全額自己資金により充当いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (8) 対処すべき課題

高齢化の進展及び医療技術の高度化は医療費の急増をもたらすことから、先進各国では医療費抑制政策が次々と打ち出されております。これらの医療制度改革に対応すべく、経営の効率化や経費削減が推し進められ、医療機関のコスト意識はより一層高まっております。また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な流行に伴い、グローバルでの経済活動が抑制され、医療現場の逼迫に伴う一時的な外科手術・医療処置の減少が見込まれるなど、引き続き厳しい状況が続くものと考えられます。一方で、中長期的には感染症予防のための使い捨て化促進、ならびに新技術及び新製品出現による手術の適応拡大に伴う需要の拡大、さらに新興市場においては、医療インフラの整備及び所得向上による需要の拡大も予想されます。

このような環境におきまして、当社グループは、今後も「世界一の品質」を経営の中核に据え、時々刻々と変化する状況に対して、柔軟かつ機動的な対応を図り、経営の健全性を維持するとともに企業価値の増大を目指してまいります。

売上面については、開発・営業が一体となった「技術営業」をベースに、①新興市場のGDP増加、症例数増加に伴う医療機器分野での消耗品需要の増加、ならびに②先進市場における術式の変化及び手術の適応拡大に伴う新たな医療機器へのニーズの増大をより先鋭な方法で捕捉する施策を実施してまいります。

新興市場の当面のターゲットは、中国、インド、ASEANといったアジアの成長著しい巨大市場ですが、海外の販売拠点を通じて、地域に根差した販売・マーケティング活動を推進するとともに、現地ユーザーニーズの把握及び販売網の整備に努めてまいります。また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響によりマーケティング活動が制約されるなかでKOL（Key Opinion Leader）によるWEBセミナーを活用した新規顧客の開拓など、新たな営業スタイルの確立を目指してまいります。

先進市場向けの売上拡大については、新製品の開発・投入により実現してまいります。これまで新製品発売件数に重きが置かれていた当社の新製品開発体制について、開発テーマの優先順位付けを行い、「選択と集中」の方針をより鮮明化し、新たな独創技術の獲得、コア技術の深化及び上市スピードの向上を図ります。さらにドイツ子会社が有する技術を早期に当社グループのコア技術とすべく、引き続き連携を強化し、Co-R&Dによる歯科分野での新製品開発を進めてまいります。これらの活動を通じて、「良い製品」による「良い治療」を世界中の医療現場に普及させることで、世界の医療の質向上に貢献してまいります。

生産面については、各海外生産拠点に対する技術伝承を確実なものとし「世界一の品質」を揺るぎないものとするための体制構築を実施していく所存です。特にベトナム生産拠点であるMANI HANOI CO.,LTD.においては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による受注の減少により、一時的な生産調整を余儀なくされておりますが、生産設備の自動化・省人化を進めることで生産効率を改善し、原価低減を図ってまいります。また、医療機器メーカーとして、安定的な製品供給体制の構築にも努めてまいります。

一方、海外でのオペレーションの拡大に伴い、海外拠点におけるガバナンスや内部統制の強化

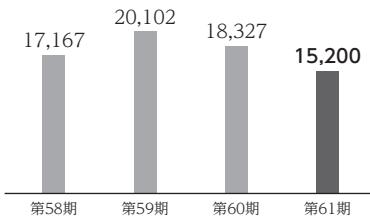
、ひいてはグループ内のコミュニケーションの活性化を通じたグループとしての企業文化の共有・浸透も優先的な課題として認識し、積極的に取り組んでまいり所存です。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

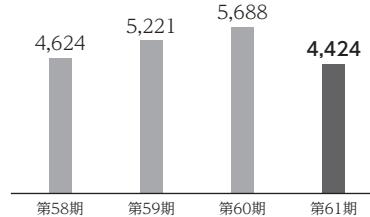
(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

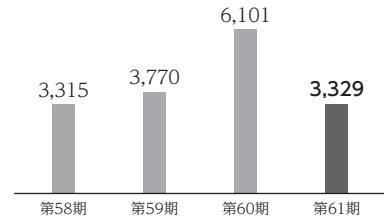
売上高 (単位：百万円)



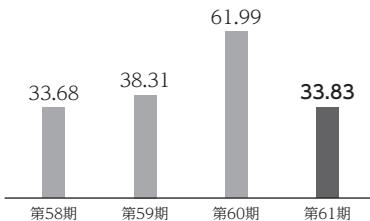
経常利益 (単位：百万円)



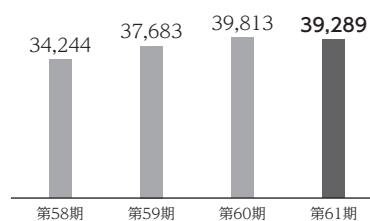
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



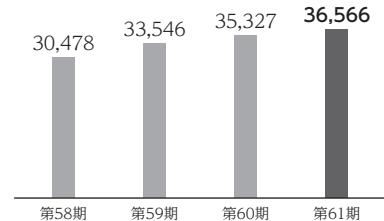
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産 (単位：百万円)



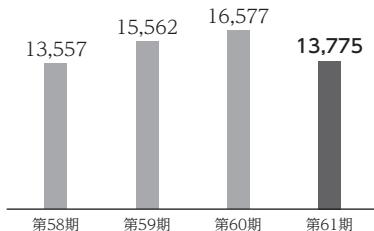
純資産 (単位：百万円)



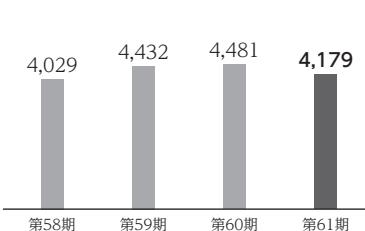
区 分	第 58 期 2016年 9 月 1 日から 2017年 8 月 31日まで	第 59 期 2017年 9 月 1 日から 2018年 8 月 31日まで	第 60 期 2018年 9 月 1 日から 2019年 8 月 31日まで	第61期(当連結会計年度) 2019年 9 月 1 日から 2020年 8 月 31日まで
売 上 高 (百万円)	17,167	20,102	18,327	15,200
経 常 利 益 (百万円)	4,624	5,221	5,688	4,424
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	3,315	3,770	6,101	3,329
1株当たり当期純利益 (円)	33.68	38.31	61.99	33.83
総 資 産 (百万円)	34,244	37,683	39,813	39,289
純 資 産 (百万円)	30,478	33,546	35,327	36,566

## ② 当社の財産及び損益の状況の推移

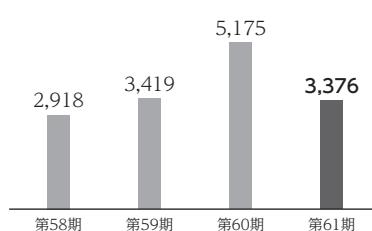
売上高 (単位：百万円)



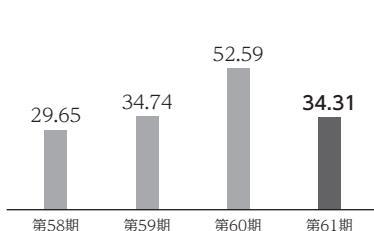
経常利益 (単位：百万円)



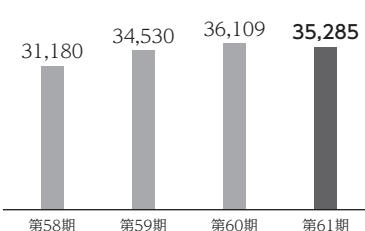
当期純利益 (単位：百万円)



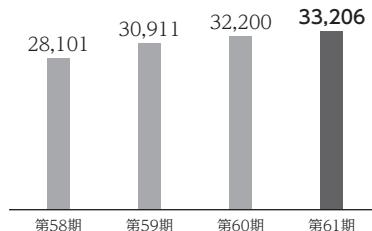
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産 (単位：百万円)



純資産 (単位：百万円)



区 分	第 58 期 2016年9月1日から 2017年8月31日まで	第 59 期 2017年9月1日から 2018年8月31日まで	第 60 期 2018年9月1日から 2019年8月31日まで	第61期(当事業年度) 2019年9月1日から 2020年8月31日まで
売 上 高 (百万円)	13,557	15,562	16,577	13,775
経 常 利 益 (百万円)	4,029	4,432	4,481	4,179
当 期 純 利 益 (百万円)	2,918	3,419	5,175	3,376
1株当たり当期純利益 (円)	29.65	34.74	52.59	34.31
総 資 産 (百万円)	31,180	34,530	36,109	35,285
純 資 産 (百万円)	28,101	30,911	32,200	33,206

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数により計算しております。
2. 2019年9月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。このため1株当たり当期純利益については、第58期の期首に当該株式分割が行われたものとして計算しております。
3. 第58期(連結)については、デンタル関連製品及びサージカル関連製品の中国での売上が大きく増加したこと及びアイレス針関連製品の北米地域での売上が好調に推移したことにより売上高は前連結会計年度比3.7%増加となりました。

4. 第59期（連結）については、欧州及びアジア地域での売上がすべてのセグメントにおいて好調に推移したことにより売上高は前連結会計年度比17.1%増加となりました。
5. 第60期（連結）については、Schütz Dental GmbHの株式譲渡に伴う売上の減少及びアイレス針関連製品で一部海外大口顧客の売上が減少したことにより、売上高は前連結会計年度比8.8%減少となりました。
6. 第61期（連結）については、前記「(1)当事業年度の事業の状況①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況（2020年8月31日現在）

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
MANI HANOI CO.,LTD.(ベトナム)	5,162万米ドル	100%	当社の製品の加工
MANI YANGON LTD.(ミャンマー)	380万米ドル	100%	当社の製品の加工
MANI VIENTIANE SOLE.CO.,LTD.(ラオス)	300万米ドル	100%	当社の製品の加工
MANI MEDICAL HANOI CO.,LTD.(ベトナム)	40万米ドル	100%	当社グループ製品の販売
馬尼(北京)貿易有限公司(中国)	700万元	100%	当社の製品の販売 マーケティング
MANI MEDICAL INDIA PRIVATE LIMITED(インド)	49百万ルピー	100%	当社の製品の販売 マーケティング 当社の業務請負
マニー・リソース株式会社	15百万円	100%	当社の業務請負
GDF Gesellschaft für dentale Forschung und Innovationen GmbH(ドイツ)	25千ユーロ	100%	歯科修復材等の開発・製造・販売

(11) 主要な事業内容（2020年8月31日現在）

- ① 医療機器の製造販売
- ② 医療機器の輸入販売
- ③ その他上記に付帯する一切の業務

上記医療機器の現状内容は手術用縫合針（アイレス縫合針、アイト縫合針）、手術用針付縫合糸、手術用縫合器、眼科ナイフ、歯科用根管治療機器（リーマ・ファイル等）、歯科用回転切削機器（ダイヤモンド等）、歯科材料です。

(12) 主要な営業所及び工場（2020年8月31日現在）

名 称	所 在 地
当 社	(清原工場) 栃木県宇都宮市清原工業団地8番3 (高根沢工場) 栃木県塩谷郡高根沢町大字中阿久津743番地
MANI HANOI CO.,LTD. (子会社)	(フーエン第1工場) VIETNAM, THAI NGUYEN Province Pho Yen (フーエン第2工場) VIETNAM, THAI NGUYEN Province Pho Yen
MANI YANGON LTD. (子会社)	MYANMAR, YANGON
MANI VIENTIANE SOLE,CO.,LTD. (子会社)	LAO PDR, VIENTIANE Province
MANI MEDICAL HANOI CO.,LTD. (子会社)	VIETNAM, THAI NGUYEN Province Pho Yen
馬尼(北京)貿易有限公司 (子会社)	中国北京市
MANI MEDICAL INDIA PRIVATE LIMITED (子会社)	INDIA, DELHI
マニー・リソーシズ株式会社 (子会社)	栃木県宇都宮市清原工業団地8番3
GDF Gesellschaft für dentale Forschung und Innovationen GmbH (子会社)	GERMANY, HESSEN

(13) 使用人の状況 (2020年8月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
サージカル関連製品	692 (5) 名	37名減 (1名増)
アイレス針関連製品	1,463 (4) 名	- (7名減)
デンタル関連製品	1,237 (23) 名	17名増 (5名減)
全社 (共通)	420 (5) 名	22名増 (1名減)
合計	3,812 (37) 名	2名増 (12名減)

(注) 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (人材会社からの派遣社員を含む。) は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
320 (6) 名	5名増 (1名減)	41.5歳	15.2年

(注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (人材会社からの派遣社員を含む。) は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## 2. 会社の株式に関する事項（2020年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 356,400,000株  
 (2) 発行済株式の総数 106,911,000株  
 (3) 株主数 10,606名  
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
マニックス株式会社	11,100,000 <sup>株</sup>	11.28 <sup>%</sup>
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	8,186,870	8.32
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社（信託口）	5,572,400	5.66
松谷技研株式会社	5,086,000	5.17
株式会社日本カストディ 銀行（信託口）	4,095,500	4.16
公益財団法人マニー 松谷医療奨学財団	2,700,000	2.74
松 谷 貫 司	2,299,800	2.34
松 谷 正 光	2,294,400	2.33
株 式 会 社 正 光	2,048,000	2.08
B B H F O R MATTHEWS ASIA DIVIDEND FUND	2,038,000	2.07

- (注) 1. 上記のほか、自己株式が8,484,435株あります。  
 2. 持株比率は自己株式8,484,435株を控除して計算しております。  
 3. 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)は、2020年7月27日付の合併に伴い、商号を(株)日本カストディ銀行に変更しております。  
 4. 2020年3月6日付で、キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー及びその共同保有者から大量保有報告書が公衆の縦覧に供されております。直近の当該大量保有報告書において、2020年2月28日現在で同社が8,617,611株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

### 3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び執行役の状況（2020年8月31日現在）

#### ①取締役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会副議長	松谷正明	指名委員、報酬委員
取締役	高井壽秀	
取締役	高橋一夫	
取締役	梶智子	指名委員長、報酬委員長 横山法律事務所弁護士
取締役会議長	森川道男	監査委員
取締役	松田道春	監査委員長 松田公認会計士事務所所長 (株)サイゼリヤ社外取締役監査等委員 (株)オーブドア社外監査役
取締役	矢野達司	指名委員、報酬委員、監査委員 国際紙パルプ商事(株)社外取締役

- (注) 1. 取締役梶智子氏、森川道男氏、松田道春氏、矢野達司氏は、社外取締役であります。なお、当社は梶智子氏、森川道男氏、松田道春氏、矢野達司氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役矢野達司氏は、2019年11月22日開催の第60期定時株主総会において新たに選任され就任しました。
3. 取締役酒井清氏は、2019年11月22日開催の第60期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任しました。
4. 取締役松田道春氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、監査委員会の職務を補助するものとして監査委員会室を設置し、重要会議への出席等を通じて情報の収集を行うほか、内部監査部門及び執行役から定期的にヒアリングを行い、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査委員を選定しておりません。

## ②執行役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表執行役社長	高 井 壽 秀	CEO（最高経営責任者） COO（最高業務執行責任者）
執行役副社長	高 橋 一 夫	CFO（最高財務責任者） 営業本部長 CSO（最高販売責任者） MANI MEDICAL HANOI CO.,LTD.取締役会長 馬尼（北京）貿易有限公司董事長 MANI MEDICAL INDIA PRIVATE LIMITED取締役会長
執行役専務	齊 藤 雅 彦	企画本部長 開発本部長 CTO（最高技術責任者）
執行役常務	高 瀬 敏 之	管理本部長 CQO（最高品質責任者）
執行役	高 橋 照 男	特命事項担当
執行役	松 本 英 夫	生産本部長 CMO（最高製造責任者） MANI HANOI CO.,LTD.取締役会長 MANI YANGON LTD.取締役会長 MANI VIENTIANE SOLE.CO.,LTD.取締役会長

- (注) 1. 高井壽秀氏、高橋一夫氏は、取締役と執行役を兼務しております。  
2. 執行役村田英一氏は、2020年4月30日付で執行役を辞任しました。

### (2) 取締役及び執行役の報酬等の総額

#### ①当事業年度に係る報酬等

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち、社外取締役)	6名 (5名)	38,016千円 (28,752千円)
執 行 役	7名	172,676千円
合 計	13名	210,692千円

- (注) 1. 執行役の報酬等の額には、使用人兼務執行役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 上記の報酬等の額には、直前の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、当事業年度中に退任した執行役1名を含んでおります。なお、期末現在の人員は取締役7名、執行役6名で、取締役のうち2名は執行役を兼務しております。取締役と執行役の兼任者には取締役としての報酬は支給せず、執行役の欄に執行役としての総額を記載しております。  
3. 執行役の報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額17,570千円が含まれております。

## ②当事業年度において支払った役員退職慰労金

当事業年度中に退任した執行役1名に対して、役員退職慰労金4,982千円を支払っております。

なお、上記金額には上記①及び過年度の事業報告において「取締役及び執行役の報酬等の総額」に含めた役員退職慰労引当金繰入額として、4,700千円が含まれております。

## (3) 取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針

### ①基本方針

当社は、「企業価値向上のための当社に適した人材の確保に必要な報酬水準」を基本方針として、報酬委員会の役割・構成を次のように決定する。

#### (i) 役割

報酬委員会は「企業価値向上のための当社に適した取締役及び執行役の確保に必要な報酬水準を設定するとともに、インセンティブを付与する報酬体系を構築し、透明で適正な運用を行うことにより、当社の業績向上に資する」ことを役割とする。

#### (ii) 構成

報酬委員会は当社の3名以上5名以下の取締役で組織するものとし、その過半数は社外取締役で構成する。

### ②取締役報酬に関する方針

取締役報酬は、基本報酬により構成する。基本報酬は、委任する仕事量相当額とする。また、退職慰労金制度を設けない。

ただし、執行役を兼務する場合は、取締役としての報酬は支給しない。

### ③執行役報酬に関する方針

執行役報酬は、基本報酬と業績連動報酬により構成する。基本報酬は、当社経営環境・他社水準などを考慮して仕事に打ち込むに必要かつ十分な額とする。業績連動報酬は、営業利益に関する複数の評価指標の達成度に応じて支給する。また、執行役の退職に際しては、役員退職慰労金を支給する。

### ④インセンティブプラン

インセンティブプランとして、パフォーマンスユニット制度を設定する。この制度は、役職・職責に応じて報酬委員会において審議決定する。

### ⑤透明性の確保

透明性を確保するために、取締役及び執行役の個人別の報酬については開示基準に則り開示する。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・ 榎智子氏は、横山法律事務所の弁護士を兼務しております。当社と横山法律事務所との間には特別の関係はありません。
- ・ 松田道春氏は、松田公認会計士事務所所長、(株)サイゼリヤ社外取締役監査等委員及び(株)オープンドア社外監査役を兼務しております。当社と松田公認会計士事務所、(株)サイゼリヤ及び(株)オープンドアとの間には特別の関係はありません。
- ・ 矢野達司氏は、国際紙パルプ商事(株)社外取締役を兼務しております。当社と国際紙パルプ商事(株)との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	榎 智 子	当事業年度開催の取締役会及び報酬委員会、ならびに監査委員長退任前開催の監査委員会、指名委員長就任後開催の指名委員会のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言及び審議・決定を行っております。
取 締 役	森 川 道 男	当事業年度開催の取締役会、ならびに指名委員及び報酬委員長退任前開催の指名委員会及び報酬委員会、監査委員就任後開催の監査委員会のすべてに出席し、会社役員及び生産・研究開発の統括経験者としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言及び審議・決定を行っております。
取 締 役	松 田 道 春	当事業年度開催の取締役会及び監査委員会、ならびに指名委員長退任前開催の指名委員会のすべてに出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言及び審議・決定を行っております。
取 締 役	矢 野 達 司	取締役就任後開催の取締役会、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会のすべてに出席し、事業会社役員経験者としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言及び審議・決定を行っております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	33,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,900千円

- (注) 1. 当社の子会社であるMANI HANOI CO.,LTD.、MANI YANGON LTD.、MANI VIENTIANE SOLE.CO.,LTD.、MANI MEDICAL HANOI CO.,LTD.、馬尼（北京）貿易有限公司、MANI MEDICAL INDIA PRIVATE LIMITED、GDF Gesellschaft für dentale Forschung und Innovationen GmbHは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらに相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
4. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、「収益認識に関する会計基準」適用に関する助言等の業務についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査委員会は、企業不祥事を防ぐ方法のひとつとして、会計監査人との間で良好な緊張関係を維持しつつ、会計監査を受ける環境を整備するために、原則5年（ただし、特別な事情がある場合は7年）を超えて同一の会計監査人を再任しないことを基本方針としております。

また、会計監査人の選任にあたっては、適切かつ効率的な監査が実施できる能力と人材の基準を満たした公認会計士の属する監査法人を選任することとし、会社法第340条に定める解任事由に該当すると判断した場合及び会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査委員会は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任とする議案の内容を決定いたします。

#### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

### 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、それらを有効活用した成長戦略を推し進めることで積極的な株主還元を継続的に実現してまいります。内部留保資金は研究開発投資、生産設備投資、在外子会社の体制強化、及び販売マーケティング活動の強化に充てております。

当期の配当につきましては、当期業績を勘案しつつもこの方針に基づき、1株当たり22円（中間配当11円、期末配当11円）と決定させていただきました。

次期の配当につきましては、この方針及び業績見通しを勘案し、1株当たり23円（中間配当11円、期末配当12円）とする予定であります。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会が決議した内容の概要は以下のとおりです。

#### ①当社の執行役及び使用人ならびに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの経営基本方針にある「順法精神」及び行動規範にある「Integrity（誠実さ）」を全社朝礼等で繰り返し伝えることにより、法令順守をあらゆる企業活動の前提とすることを当社グループ社員に徹底する。また、子会社の規模及び業態等に応じて「内部通報制度運用規程」、「内部監査規程」、「職務権限規程」を整備し、運用管理する。さらに、コンプライアンス体制については、「コンプライアンス委員会」を設置し、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、そのマニュアルについて研修を実施する。

#### ②当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役の職務遂行に係る情報を文書（電磁的媒体・電子メールを含む。）で保存する。取締役は常時これらの文書を閲覧できるものとする。また、「執行役規程」、「書類管理規程」により運用管理する。

#### ③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理担当執行役を選任し、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理するため、適切な情報伝達と緊急体制を整備する。各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門が行う。また、「内部通報制度運用規程」、「内部監査規程」、「海外子会社安全確保規程」、ISO13485（品質）、ISO14001（環境）、OHSAS18001（労働安全衛生）における危機管理関係規定等により運用管理する。

#### ④当社の執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」、「執行役規程」により運用管理する。また、代表執行役社長は、執行役会審議、取締役会審議承認を経て事業年度毎に当社グループ全体の方針目標を定め、それを各執行役及び各部長に伝達し、各部長、各課長及び子会社関係者は、その目標（予算を含む。）達成のために「職務権限規程」等の社内規程に従い各部門の具体的目標を立案し、効率的な達成の方法を定める。それを執行役会が定期的に進捗をレビューし、また取締役会が業務チェック（法令順守・業務効率）を実施し、改善を促すなど、全社的な業務の効率化を実現する。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループ各社間での情報の共有化・指示・伝達等は常時電子メールにより行い、子会社の財務状況その他の重要な情報については、当社へ定期的な報告を義務づける。また、当社及び子会社から成る企業集団の機能または業務区分毎に、それぞれの責任を負う執行役を任命し、法令順守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任をこれに与え、本社の内部監査人室及び監査委員会が主体となる内部監査を適時実施し、内部統制の改善策の指導、支援を行う。また、「執行役規程」、「関係会社管理規程」、「内部監査規程」により運用管理する。

⑥当社監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」により運用管理する。

⑦前号の使用人の当社執行役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会の職務を補助すべき使用人の人事考課ならびに転入及び転出は監査委員会の事前同意を要するものとし、当該使用人が職務を執行するうえで不当な制約を受けることがないよう配慮する。また、監査委員会の職務を補助すべき使用人は、他部署を兼務せず、専ら監査委員会の指揮命令に従う。また、「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」により運用管理する。

⑧当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び使用人、ならびに子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告するための体制

当社グループ社員は、当社監査委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。また、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当社の監査委員会に対して報告を行う。さらに、当社の内部監査人室は、定期的に当社監査委員会に対して報告を行い、当社グループにおける内部監査の状況等を報告する。また、「監査委員会に対する報告に関する規程」により運用管理する。

⑨前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査委員会へ報告を行った当社グループ社員に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ社員に周知する。また、子会社の規模及び業態等に応じて「内部通報制度運用規程」を整備し、運用管理する。

⑩監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員がその職務の執行について、当社に対して費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が監査委員会の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

①その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、必要に応じて取締役会毎に報告し、意見交換をする。また、監査委員は、執行役からの四半期毎の報告を取締役会で聴取する。監査委員には会社役員経験者、弁護士、公認会計士等を選任し、監査業務に関し適正な運営を担保する。さらに、関連する規程「監査委員会規程」、「監査委員会に対する報告に関する規程」、「執行役規程」により運用管理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当該基本方針については毎年取締役会にてレビューを行うなど、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

また、コンプライアンス意識の向上のため、全社員を対象に研修を実施し、法令順守ならびに内部通報制度の適切な運用について教育を行っております。さらに、「コンプライアンス・マニュアル」及び「行動規範」を全社朝礼等で繰り返し伝えること等により、当社の経営基本方針に定める順法精神があらゆる企業活動の前提となることを周知・徹底しております。

リスク管理体制については、危機管理担当執行役を選任し、経営に重要な影響を与えるリスクへの対応を図る体制をとっており、その対応状況については、執行役会及び取締役会でフォローしております。

## 〈ご参考〉コーポレート・ガバナンスに関する取組み

### ■コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は指名委員会等設置会社であり、取締役7名（うち社外取締役4名）及び執行役6名（兼務取締役2名を含む）により構成しています。

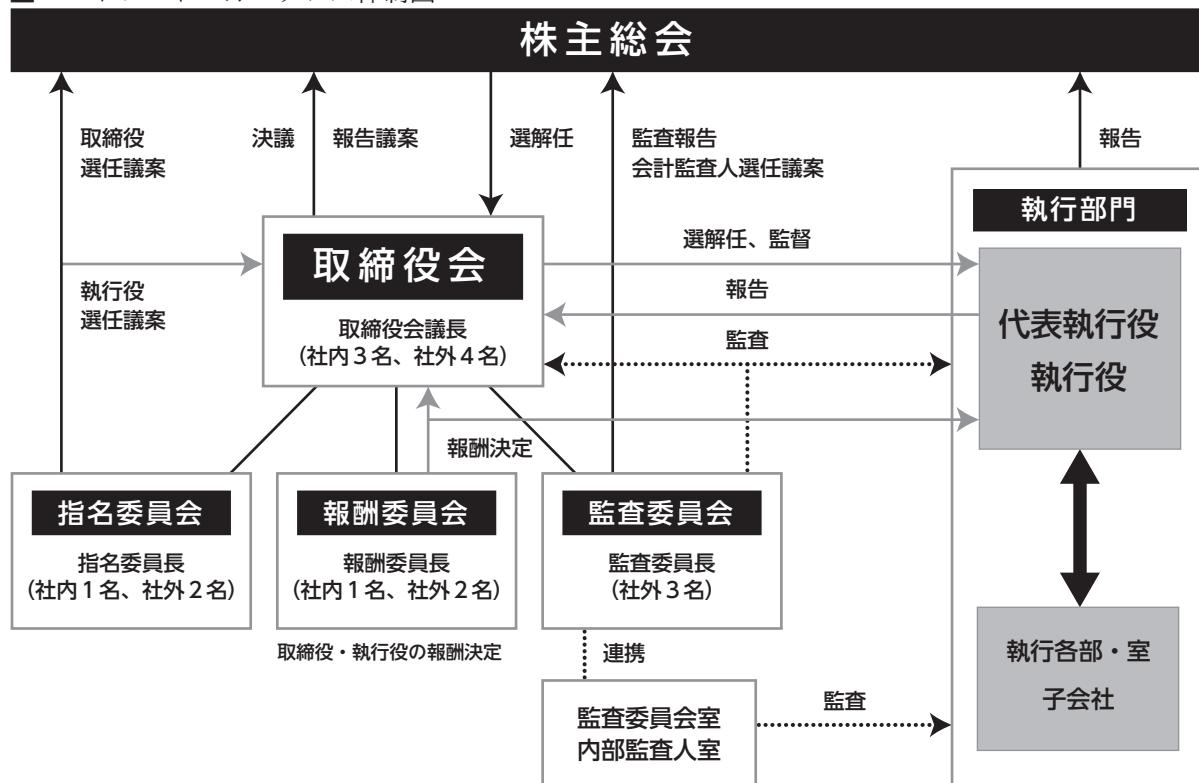
業務執行及び経営監視の仕組みとしては、株主総会において選任された取締役で構成する取締役会が、重要な会社の意思決定と執行役の監督を行い、経営を監視し、取締役会により選任された執行役が、担当業務毎に、権限が強化され、迅速で効率的な業務執行を実現しています。

各委員会（指名委員会、報酬委員会、監査委員会）の委員は、過半数が社外取締役により構成しています。

各委員会の概要として、「指名委員会」は定時株主総会に提出する取締役候補ならびに取締役会に提出する執行役候補を決定し、「報酬委員会」は取締役及び執行役の報酬制度・報酬金額等を決定し、「監査委員会」は取締役及び執行役の職務執行の違法性／妥当性監査と会計監査人選任案を決定します。

また、当社グループの業務執行上の重要案件（取締役会決議事項を除く）については、執行役全員で構成する執行役会にて審議・決定することとしており、上記のほか、本部間調整案件の審議、職務権限上自己決裁に当たる場合の牽制のための協議と承認、その他の全社の重要事項等の報告も当該会議にて行っております。

■コーポレート・ガバナンス体制図



招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

# 連結貸借対照表

(2020年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	[26,186,531]	流 動 負 債	[1,928,296]
現金及び預金	17,175,437	買掛金	149,680
受取手形及び売掛金	1,577,362	未払金	430,855
商品及び製品	951,305	リース債務	44,574
仕掛品	3,891,840	未払法人税等	309,159
原材料及び貯蔵品	1,801,732	賞与引当金	441,909
その他	790,966	火災損失引当金	98,577
貸倒引当金	△2,112	その他	453,539
固 定 資 産	[13,103,379]	固 定 負 債	[794,884]
(有形固定資産)	(10,415,320)	リース債務	17,910
建物及び構築物	3,820,162	役員退職慰労引当金	92,480
機械装置及び運搬具	4,615,324	退職給付に係る負債	536,538
工具器具備品	337,608	資産除去債務	114,009
土地	1,132,979	その他	33,946
建設仮勘定	447,858	負 債 合 計	2,723,180
その他	61,386	純 資 産 の 部	
(無形固定資産)	(920,540)	株 主 資 本	[36,524,594]
のれん	166,785	資 本 金	988,731
ソフトウェア	20,186	資 本 剰 余 金	1,036,311
その他	733,567	利 益 剰 余 金	37,624,975
(投資その他の資産)	(1,767,518)	自 己 株 式	△3,125,424
投資有価証券	1,311,747	その他の包括利益累計額	[42,135]
繰延税金資産	255,976	その他有価証券評価差額金	112,022
保険積立金	183,343	為替換算調整勘定	△7,933
その他	16,451	退職給付に係る調整累計額	△61,952
資 産 合 計	39,289,911	純 資 産 合 計	36,566,730
		負 債 純 資 産 合 計	39,289,911

# 連結損益計算書

(2019年9月1日から  
2020年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上		15,200,176
売上総利益		5,323,739
販売費及び一般管理費		5,535,505
営業外収益		4,340,931
受取利息及び配当金	100,540	
業務受託料	34,727	
投資事業組合運用益	30,275	
為替差益	92,075	
その他	17,368	274,986
営業外費用		
支払利息	2,111	
シロート手数料	15,900	
業務受託費用	36,447	
持分法による投資損失	21,042	
自宅待機休業補償	113,575	
その他	2,547	191,624
経常利益		4,424,294
特別利益		
保険解約返戻金	42,795	
固定資産売却益	2,266	
投資有価証券売却益	657,809	
受取保険金	29,868	732,740
特別損失		
固定資産売却損	20	
固定資産除却損	100,562	
減損損失	22,531	
役員退職慰労金	282	
火災損	201,894	325,290
税金等調整前当期純利益		4,831,743
法人税、住民税及び事業税	1,372,190	
法人税等調整額	129,966	1,502,156
当期純利益		3,329,587
親会社株主に帰属する当期純利益		3,329,587

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年9月1日から  
2020年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	988,731	1,036,311	35,983,884	△3,125,424	34,883,502
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△2,066,957		△2,066,957
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,329,587		3,329,587
連結子会社の決算期変更に伴う増減			378,462		378,462
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	1,641,091	-	1,641,091
当 期 末 残 高	988,731	1,036,311	37,624,975	△3,125,424	36,524,594

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	415,546	214,688	△186,600	443,634	35,327,137
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△2,066,957
親会社株主に帰属する 当期純利益					3,329,587
連結子会社の決算期変更に伴う増減					378,462
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△303,524	△222,622	124,648	△401,498	△401,498
連結会計年度中の変動額合計	△303,524	△222,622	124,648	△401,498	1,239,592
当 期 末 残 高	112,022	△7,933	△61,952	42,135	36,566,730

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年10月28日

マニ－株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
北関東事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福田	厚	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本	哲也	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	筑紫	徹	Ⓜ

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マニ－株式会社の2019年9月1日から2020年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニ－株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査委員会の監査報告

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、2019年9月1日から2020年8月31日までの第61期事業年度における連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類につき検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年10月28日

マニー株式会社 監査委員会

監査委員長 松 田 道 春 ⑩

監査委員 森 川 道 男 ⑩

監査委員 矢 野 達 司 ⑩

(注) 監査委員全員は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

# 貸借対照表

(2020年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産</b>		<b>負 債</b>	
<b>の 部</b>		<b>の 部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>[20,478,378]</b>	<b>流動負債</b>	<b>[1,569,275]</b>
現金及び預金	13,652,176	買掛金	410,916
受取手形	242,157	未払金	382,775
売掛金	1,525,984	未払費用	176,244
製品	596,658	未払法人税等	266,978
仕掛品	2,107,376	前受金	43,967
原材料及び貯蔵品	999,293	預り金	22,976
前渡金	14,459	賞与引当金	265,415
前払費用	122,318	<b>固定負債</b>	<b>[509,435]</b>
関係会社短期貸付金	763,860	退職給付引当金	392,255
未収入金	5,754	役員退職慰労引当金	92,480
その他	450,449	預り保証金	24,700
貸倒引当金	△2,112	<b>負債合計</b>	<b>2,078,711</b>
<b>固定資産</b>	<b>[14,807,013]</b>	<b>純 資 産</b>	<b>の 部</b>
<b>(有形固定資産)</b>	<b>(3,677,676)</b>	<b>株主資本</b>	<b>[33,094,658]</b>
建築物	1,337,216	<b>(資本金)</b>	<b>(988,731)</b>
構築物	45,181	<b>(資本剰余金)</b>	<b>(1,036,311)</b>
機械装置	872,442	資本準備金	1,036,311
車両運搬具	1,948	<b>(利益剰余金)</b>	<b>(34,195,039)</b>
工具器具備品	194,770	利益準備金	91,833
土地	1,132,979	その他利益剰余金	34,103,206
建設仮勘定	93,135	別途積立金	30,665,000
<b>(無形固定資産)</b>	<b>(401,562)</b>	繰越利益剰余金	3,438,206
ソフトウェア	17,546	<b>(自己株式)</b>	<b>(△3,125,424)</b>
その他	384,016	<b>評価・換算差額等</b>	<b>[112,022]</b>
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>(10,727,774)</b>	その他有価証券評価差額金	112,022
投資有価証券	1,153,405	<b>純資産合計</b>	<b>33,206,681</b>
関係会社株式	7,527,838	<b>負債純資産合計</b>	<b>35,285,392</b>
関係会社長期貸付金	1,598,838		
繰延税金資産	253,895		
保険積立金	182,486		
その他	11,310		
<b>資産合計</b>	<b>35,285,392</b>		

# 損益計算書

(2019年9月1日から  
2020年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		13,775,727
売上原価		5,780,912
売上総利益		7,994,814
販売費及び一般管理費		4,060,156
営業利益		3,934,658
営業外収益		
受取利息及び配当金	125,367	
業務受託料	34,727	
投資事業組合運用益	30,275	
為替差益	101,994	
その他	5,371	297,736
営業外費用		
支払利息	147	
シンジケートローン手数料	15,900	
業務受託費用	36,447	
その他	62	52,557
経常利益		4,179,836
特別利益		
保険解約返戻金	42,795	
固定資産売却益	1,778	
投資有価証券売却益	657,809	
受取保険金	16,549	718,932
特別損失		
固定資産売却損	16	
固定資産除却損	85,502	
減損損失	25,851	
火災損	21,901	
役員退職慰労金	282	133,554
税引前当期純利益		4,765,214
法人税、住民税及び事業税	1,280,000	
法人税等調整額	108,646	1,388,646
当期純利益		3,376,567

# 株主資本等変動計算書

(2019年9月1日から  
2020年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				利益剰余金計 合		
		資本準備金	資本剰余金計 合	利益準備金	その他利益剰余金		繰越利益剰余金			
				別 積 立 金	途 金					
当 期 首 残 高	988,731	1,036,311	1,036,311	91,833	27,565,000	5,228,596	32,885,430	△3,125,424	31,785,048	
事業年度中の変動額										
別途積立金の積立					3,100,000	△3,100,000	-		-	
剰余金の配当						△2,066,957	△2,066,957		△2,066,957	
当期純利益						3,376,567	3,376,567		3,376,567	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	3,100,000	△1,790,390	1,309,609	-	1,309,609	
当 期 末 残 高	988,731	1,036,311	1,036,311	91,833	30,665,000	3,438,206	34,195,039	△3,125,424	33,094,658	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	415,546	415,546	32,200,595
事業年度中の変動額			
別途積立金の積立			-
剰余金の配当			△2,066,957
当期純利益			3,376,567
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）	△303,524	△303,524	△303,524
事業年度中の変動額合計	△303,524	△303,524	1,006,085
当 期 末 残 高	112,022	112,022	33,206,681

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年10月28日

マニ一株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
北関東事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福田	厚	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本	哲也	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	筑紫	徹	印

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マニ一株式会社の2019年9月1日から2020年8月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査委員会は、2019年9月1日から2020年8月31日までの第61期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年10月28日

マニー株式会社 監査委員会

監査委員長 松 田 道 春 ㊟

監 査 委 員 森 川 道 男 ㊟

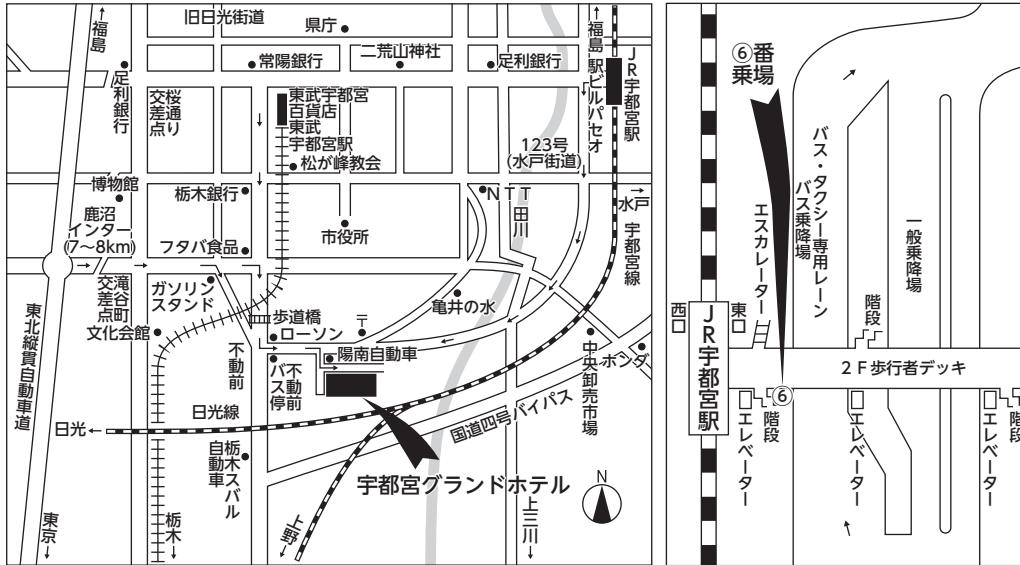
監 査 委 員 矢 野 達 司 ㊟

(注) 監査委員全員は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

所在地 栃木県宇都宮市西原町142  
開催場所 宇都宮グランドホテル 1階 平安の間  
電話 028 (635) 2111  
<http://www.utsunomiya-grandhotel.co.jp/>



## ◆株主様専用バスのご案内◆

JR宇都宮駅東口バス乗降場⑥番乗場：午前9時30分発及び午前9時40分発  
当日は、当社係員がJR宇都宮駅東口におり、ご案内をさせていただきます。  
また、お帰りの際もJR宇都宮駅東口までの専用バスをご用意しております。  
新型コロナウイルス感染拡大防止策として、各バスともに座席間隔を広めにとらせていただきます。その結果、例年よりも座席数が少なく（10席/台）なっております。

## ◆路線バスのご案内◆

関東バス（江曾島・石橋・小山行き）約20分・バス停：不動前 下車徒歩3分

## ◆お車でお越しの株主様へのご案内◆

鹿沼インターから約20分・JR宇都宮駅より約10分・東武宇都宮駅より約5分  
ホテルには無料駐車場がございますが、混雑する可能性がありますので、お早めにお越しくださいますようお願いいたします。

## ◆電車でお越しの株主様へのご案内◆

東京駅よりJR東北新幹線 約54分

本年は株主総会終了後の懇談会ならびに製品展示につきましては諸般の事情を鑑み、中止させていただきます。

また、一昨年より、株主総会当日にお配りしてお土産は、取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願いいたします。